



所得補償保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

AIG 損保

もしもの病気やケガから
あなたと家族を守ります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

3つの特長

1

病気やケガで就業不能※となった場合の所得を補償します。

仕事はもちろん、日常生活やレジャー時、海外旅行中に起きた病気やケガで就業不能※となった場合の月々の所得を補償します。

※詳細はP.3をご参照ください。

2

長期の休業も安心です。

保険金のお支払い対象期間（てん補期間）は1年または2年です。

お支払い対象期間は、就業不能となった日から継続してお支払いの対象とならない期間（免責期間）を超えた日より開始します。

3

医師の診査は不要です。

簡単な告知をご記入いただくだけでご加入いただけます。

※告知の内容によりお引き受けできない場合や、特定の病気を補償の対象外としてお引き受けする場合があります。

リビングにひびく家族の笑い声

～やっぱり暮らしの原動力は家族みんなの笑顔です。

そんな笑顔を守りたいから～

AIG損保の所得補償保険をおすすめします。

病気やケガで働けなくなった場合に、

あなたの月々の所得を補償します。

基本となる補償およびセットすることができるオプション特約

基本となる補償

☒ 所得補償保険金

オプション特約

☒ 地震・噴火・津波危険補償特約

☒ 入院のみの補償特約

CONTENTS

はじめに	1
補償内容	3
保険金のお支払いについて	5
保険料表	6
重要事項説明書	7

補償内容

基本となる補償

☑ 所得補償保険金

病気またはケガにより就業不能※となった場合に、月々の所得を補償します。



※就業不能とは

被保険者が病気またはケガを被り、次のいずれかの事由により保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

- ア. その病気またはケガの治療のため、入院していること。
- イ. 入院以外で、その病気またはケガにつき、医師の治療を受けていること。

なお、次のいずれかの場合は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

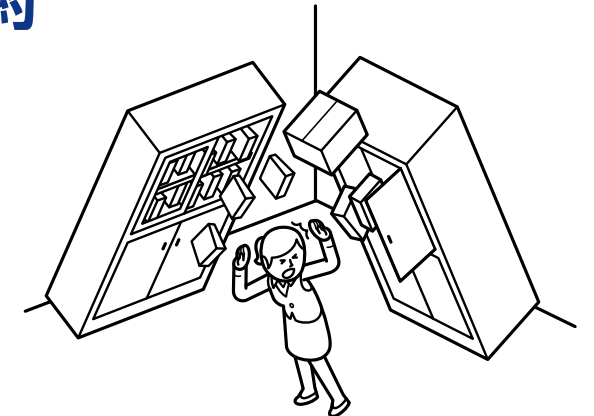
- ・被保険者が病気またはケガに起因して死亡した後
- ・被保険者の病気またはケガが治癒した後

オプション特約

■ 補償の範囲を広げる特約

☑ 地震・噴火・津波危険補償特約

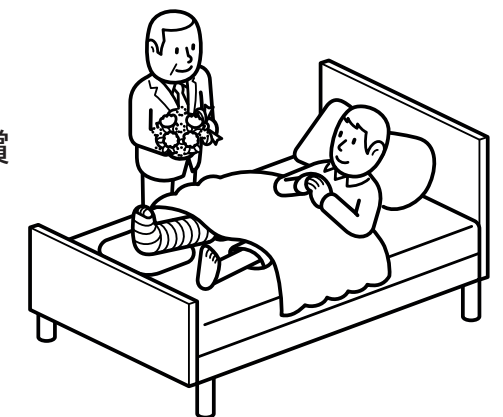
地震・噴火・津波によるケガで就業不能となった場合も、所得補償保険金をお支払いします。



■ 補償の範囲を狭める特約

☑ 入院のみ補償特約

病気またはケガの治療のための入院により就業不能となった場合に限定して、所得補償保険金をお支払いします。



補償内容の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金のお支払いしない主な場合」については、後掲の重要事項説明書をご覧ください。

保険金のお支払いについて

- 就業不能期間1か月につき、保険金額(月額)の額を保険金としてお支払いします。
(1か月に満たない期間については、1か月を30日として日割計算した金額をお支払いします。)
- 保険金のお支払い対象期間(てん補期間)は、1年または2年が限度となります。また、就業不能となった日から継続してお支払いの対象にならない期間(免責期間)を超えた日よりお支払いの対象となります。

保険金のお支払い例

右記おすすめプラン Bプラン(月額30万円)ご加入の場合

急性肝炎で 5/1～6/17 まで入院

支払対象外 期間 (7日)

就業不能期間(※)

お支払い対象期間(1年)

就業不能の開始日 5/1

被保険者が継続して就業不能である期間

就業不能の終了日 (復職) 6/17

保険期間

1か月 10日間

お支払いする保険金

保険金額(月額) × 就業不能期間(※)

30万円 × (1か月 + 10/30日)

= **40万円**

- 保険期間中に就業不能となった場合でも、就業不能の原因となった病気またはケガを被った時が保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いしません。ただし、就業不能になった日が保険期間の初日から2年経過後である場合は、保険金をお支払いします。
- 就業不能開始直前12か月の平均月間所得額が保険金額(月額)よりも低い場合には、平均月間所得額を限度としてお支払いします。
- 就業不能期間が1か月以上にわたる場合は、保険金の内払いも可能です。
- 原因や時を異にして発生した病気やケガにより就業不能期間が重複しても、その重複する期間について重ねて保険金をお支払いしません。
- 無職の方、収入のない方はご加入いただけません。

保険料表

おすすめプラン 地震・噴火・津波危険補償特約セット

お支払い対象期間(てん補期間)1年／お支払いの対象とならない期間(免責期間)7日／職種級別1級／地震・噴火・津波危険補償特約セット
(保険期間:1年)

プラン区分	A		B		C		D	
保険金額 (ご契約金額)	月額20万円		月額30万円		月額40万円		月額50万円	
払込方法	一時払	月払	一時払	月払	一時払	月払	一時払	月払
加入時の年齢								
15～19歳	12,200円	1,120円	18,300円	1,680円	24,400円	2,240円	30,500円	2,800円
20～24歳	17,780円	1,640円	26,670円	2,460円	35,560円	3,280円	44,450円	4,100円
25～29歳	20,040円	1,840円	30,060円	2,760円	40,080円	3,680円	50,100円	4,600円
30～34歳	24,760円	2,280円	37,140円	3,420円	49,520円	4,560円	61,900円	5,700円
35～39歳	30,860円	2,840円	46,290円	4,260円	61,720円	5,680円	77,150円	7,100円
40～44歳	38,520円	3,540円	57,780円	5,310円	77,040円	7,080円	96,300円	8,850円
45～49歳	46,020円	4,220円	69,030円	6,330円	92,040円	8,440円	115,050円	10,550円
50～54歳	53,340円	4,900円	80,010円	7,350円	106,680円	9,800円	133,350円	12,250円
55～59歳	57,000円	5,240円	85,500円	7,860円	114,000円	10,480円	142,500円	13,100円
60～64歳	59,960円	5,500円	89,940円	8,250円	119,920円	11,000円	149,900円	13,750円
65歳	65,960円	6,060円	98,940円	9,090円	131,920円	12,120円	164,900円	15,150円
66歳	71,960円	6,600円	107,940円	9,900円	143,920円	13,200円	179,900円	16,500円
67歳	77,940円	7,160円	116,910円	10,740円	155,880円	14,320円	194,850円	17,900円
68歳	83,940円	7,700円	125,910円	11,550円	167,880円	15,400円	209,850円	19,250円
69歳	89,940円	8,260円	134,910円	12,390円	179,880円	16,520円	224,850円	20,650円

- ・ 加入時の年齢(保険期間開始日における満年齢)が満15歳から満69歳の方までご加入いただけます。
- ・ 上記の保険料は、会社経営者、一般事務職、一般販売職、設計技師、卸・小売業(鉄砲・火薬などの危険物を取り扱わない方)、教師などの方の一例です。
- ・ 満期時の無事故戻し金(返戻金)はありません。
- ・ 地震・噴火・津波危険補償特約をセットしない契約も可能です。上記以外のプランをご希望の場合、または他のご職業の場合は、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

ご加入にあたって

1. 申込書の「告知事項」を正しくご記入ください。
2. 過去の傷病歴や現在の健康状態、また、年齢などによってはお引き受けできない場合、あるいは特定の病気を補償の対象外とするなど、取扱代理店・扱者または弊社の提示する引受条件を付けさせていただく場合があります。
3. 保険期間は下記プランを除き1年となります。

長期一括所得補償プラン(保険期間:5年 一時払)について
長期一括所得補償プランへのご加入は、医師・歯科医師・獣医師・弁護士・公認会計士・税理士・弁理士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・不動産鑑定士・土地家屋調査士免許をお持ちで、現役でご活躍の満60歳までの方に限定させていただきます。
詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

所得補償保険をご契約いただくお客さまへ

2018年9月1日以降保険始期契約用
2022年7月版

重要事項説明書

(注)保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、所得補償保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款」に記載しています。必要に応じて取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。なお、「保険の約款」は、ご契約後に保険証券とともにお届けします。

このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明 普通保険約款・特約にも「用語のご説明」（用語の定義）が記載されておりますので、ご確認ください。

用 語	ご 説 明	
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。	
き 危険	病気またはケガの発生の可能性をいいます。	
け 継続契約	弊社の所得補償保険契約の保険期間の終了日（終了日前に解約されていた場合はその解約日）を保険期間の開始日とする弊社の所得補償保険契約をいいます。	
こ ご契約者	弊社に保険契約の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。	
し 就業不能	病気またはケガの治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。	
し 所得	給与所得、事業所得または雑所得の総収入金額から次の金額を控除したものをいいます。 ・就業不能により支出を免れる金額（通勤交通費等） ・就業不能の発生にかかわらず得られる収入（年金、利子、配当、不動産賃料など）	
た 他の保険契約	同一の補償内容を提供する他の保険契約または共済契約をいいます。	
て てん補期間	弊社が保険金をお支払いする限度となる期間で、ご契約時に設定いただく1年または2年の期間をいい、免責期間終了日の翌日から起算します。	
と 特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	
ひ 被保険者	保険の対象となる方をいいます。	
ふ 普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続などに関する原則的な事項を定めたものです。	
へ 平均月間所得額	直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。	
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される病気、ケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
め 免責期間	就業不能開始日から起算して補償されない期間として、ご契約時に設定いただく期間をいいます。	

1 契約締結前におけるご確認事項

（１）商品の仕組み

契約概要

- この保険は、病気またはケガにより就業不能となった場合に被る所得の損失を補償します。
- 基本となる補償、自動的にセットされる特約（自動セット特約）およびセットすることができる主な特約（任意セット特約）は、次のとおりです。

基本となる補償	自動的にセットされる特約 （自動セット特約）	セットすることができる主な特約 （任意セット特約）
所得補償	無事故戻しに関する規定の不適用特約 長期保険特約(*)	地震・噴火・津波危険補償特約 入院のみ補償特約

(※)「長期一括所得補償プラン」のご契約のみセットされます。

- この保険における被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載の方となります。

（２）基本となる補償等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償について、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは「保険の約款」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償 保険金	病気またはケガにより保険期間中に就業不能となった場合に、ご契約時に設定いただいた免責期間を超える就業不能期間1か月(*)1)につき、所得補償保険金額(*)2)を保険金としてお支払いします。ただし、保険金をお支払いする期間は、1回の就業不能につき、てん補期間を限度とします。	①保険期間の開始日(*)3)より前に生じた病気またはケガ(*)4)(*)5) ②自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ③地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ ④むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的 他覚所見のないもの ⑤アルコール依存および薬物依存 ⑥⑤以外の精神障害（うつ病、不眠症、無意識のストレスや不安などを原因とした身体症状などを含みます。） ⑦故意または重大な過失 ⑧自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑨妊娠、出産またはこれらによって生じた病気もしくはケガ ⑩戦争・革命・内乱・暴動 ⑪放射線照射・放射能汚染 など

(※1) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

(※2) 就業不能開始時点の平均月間所得額が所得補償保険金額より小さい場合は、平均月間所得額を保険金としてお支払いします。

(※3) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）の保険期間の開始日をいいます。

(※4) 現在の健康状態や過去の傷病歴を正しく告知いただいたうえでのご契約であっても、保険金お支払いの対象となりません。特定疾病などを補償対象外とする特別条件が付いたご契約においても同様です。

(※5) 保険期間の開始日(*)3)から2年経過後に開始した就業不能については、保険期間の開始日(*)3)以降に生じた病気またはケガによる就業不能とみなして、保険金をお支払いします。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

8

7

② 主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- a.ご契約時のお申出にかかわらず、全ての契約に自動的にセットされる特約 **自動セット特約**
b.ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約 **任意セット特約**

地震・噴火・津波危険補償特約 任意セット特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガにより就業不能となった場合に、所得補償保険金をお支払いします。
入院のみ補償特約 任意セット特約	病気またはケガの治療のための入院により就業不能となった場合にかぎり、所得補償保険金をお支払いします。

(注)特約の詳細および記載のない特約については「保険の約款」をご参照ください。

③ 補償の重複 注意喚起情報

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

④ 引受条件(保険金額の設定等) 契約概要

保険金額の設定にあたっては、次のa.およびb.にご注意ください。

- a.お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄や「保険の約款」などでご確認ください。
b.所得補償保険金額は、平均月間所得額の範囲内で、被保険者が加入している公的保険制度による給付内容などをご勘案のうえ、適正な額となるように設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間:1年(「長期一括所得補償プラン」は5年となります。)
●補償の開始:保険期間の開始日の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)
●補償の終了:保険期間の終了日の午後4時
お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の保険期間欄でご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。

お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

●保険金額	●免責期間	●てん補期間	●被保険者の年齢	●仕事の内容	●保険料払込方法など
-------	-------	--------	----------	--------	------------

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の主な払込方法は、次表のとおりです。他にクレジットカード払があります。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	一時払	分割払 ^(※1)	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	○ ^(※2) ^(※3)	○ ^(※2)	○
現金払	○	○	○

(※1)分割払をお選びいただけるのは、保険期間1年のご契約のみです。分割払の場合は、所定の保険料の割増が適用されます。

(※2)「初回保険料の口座振替に関する特約」がセットされたご契約に限ります。

(※3)「長期一括所得補償プラン」には「初回保険料の口座振替に関する特約」はセットできません。

【ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合】
保険期間が始まった後でも、保険期間の開始日から取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

- 保険料は、払込期日までに払い込んでください。
●次表の払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、就業不能が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

主な払込方法	一時払	分割払	
		初回保険料	2回目以降
口座振替	払込期日の翌々月末日 ^(※) まで		
現金払	払込猶予なし	払込期日の翌月末日まで	

(※)ご契約者に故意または重大な過失があった場合または一部の団体契約の場合は、翌月末日となります。

- 保険料の払込猶予期間は、保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金・無事故戻し返戻金 契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金・無事故戻し返戻金^(※)はありません。

(※)保険金をお支払いする就業不能が発生しなかった場合でも、「無事故戻しに関する規定の不適用特約」(自動セット)の規定により、無事故戻し返戻金はお支払いしません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

ご契約者・被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、保険申込書に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険契約締結日から2年^(※1)以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。また、ご契約を解除した場合は、保険金をお支払いできない^(※2)ことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】
①被保険者の「職業・職務」^(※3)の情報
②被保険者の「健康状態」^(※4)
③被保険者の「年齢」^(※5)
④「他の保険契約」の有無。有の場合はその金額

【健康状態告知について】
別紙「健康状態告知に関するご案内」を必ずご確認ください。

(※1)2年以内に就業不能が発生していた場合は、5年とします。

(※2)「就業不能の原因となった病気またはケガ」と「解除の原因となった事実」との間に因果関係がないことを確認できた場合は、保険金をお支払いします。

(※3)職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業
スタントマン、職業スポーツ家、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、弊社以外の保険外交員・保険代理店・生損保社員、失業者および無職者、とび工・海上自衛官・航空自衛官・内勤事務専門以外の警察官・高所作業者・危険物を取り扱う化学工・高圧線工・屋外清掃員等の危険が高い職業
(注)詳細は取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

(※4)継続契約のご契約時には、健康状態は告知事項から除きます。ただし、保険金額の増額など補償範囲を拡大して継続契約を契約する場合には、告知事項とします。

(※5)保険期間の開始日時点における満年齢をいいます。

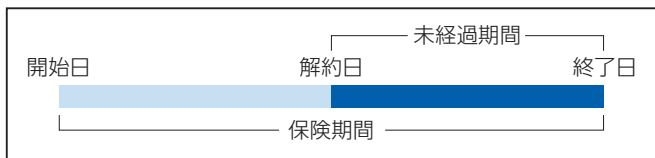
(2) クーリングオフ 注意喚起情報

- 保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「クーリングオフ係」宛^(※)に図のような書面を郵送(8日以内の消印有効)いただくか、弊社ホームページ「ご契約者さま」の各種手続きに掲載のお申出フォームでご通知(8日以内の発信日有効)ください。(URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>)
次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

●保険期間が1年以下の契約	●法人または社団・財団等が締結した契約	●第三者の担保に供されている契約
●営業または事業のための契約	●質権が設定された契約	●通信販売特約に基づき申し込まれた契約

(※)取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ (URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>) をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。



(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者のご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は90%^(※)まで補償されます。

(※) 主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、本契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまとのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。
- 既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

<ハガキ*の記載内容>	
表面[宛先]	裏面[記載事項]
1308560 東京都墨田区錦糸1-2-4 AIG損害保険株式会社 クーリングオフ 係	①クーリングオフする旨のお申出 ②ご契約者住所 ③ご契約者署名 ④ご連絡先電話番号 ⑤契約申込年月日 ⑥申し込まれた保険の種類(商品名) ⑦証券番号または領収証番号 ⑧取扱代理店名・扱者名
※封書でのお申出も可能です。	

(3) 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

- 現在のご契約を解約する場合の不利益事項
現在のご契約の解約返戻金は払込み保険料の合計額よりも少なくなります。詳しくは、「3(2)解約時の返還保険料(解約返戻金)」をご確認ください。
- 新たなご契約を申し込む場合のご注意事項
 - a. 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
 - b. 新たなご契約の保険期間の開始日より前に生じている病気またはケガによる就業不能などに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
 - c. 新たなご契約の保険期間の開始日における被保険者の年齢により計算された保険料と、新たな契約の「保険の約款」や保険料率などが適用されます。そのため、新たなご契約の補償内容や保険料が、現在のご契約と異なることがあります。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。
ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】
保険証券記載の職業・職務を変更した場合^(※)

(※) 変更後の職業が次の「お引受可能な範囲を超える職業」に該当する場合には、弊社からご契約を解除することがあります。

お引受可能な範囲を超える職業

スタントマン、職業スポーツ家、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、弊社以外の保険外交員・保険代理店・生損保社員、とび工、海上自衛官、航空自衛官、内勤事務専門以外の警察官、高所作業者、危険物を取り扱う化学工、高圧線工、屋外清掃員

- ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。

- ① 契約時に設定した所得補償保険金額が平均月間所得額よりも高いことが判明した場合
- ② 所得の月間額が著しく減少した場合
- ③ 保険証券記載の住所・電話番号を変更した場合
- ④ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 解約時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間に応じた保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

1.保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-016-693(通話料無料)
受付時間:平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時
(年末年始を除きます。)

●ご不満・ご意見のお申出は
お客さまの声室
0120-246-145(通話料無料)
受付時間:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2.事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)
事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016(通話料無料)
受付時間:24時間365日

3.弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808<ナビダイヤル(通話料有料)>
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、IP電話からの直通電話番号は、そんぽADRセンターのホームページをご確認ください。
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
https://www.sonpo.or.jp/

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963(通話料有料)
受付時間:平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)
詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
https://www.hoken-ombs.or.jp/

※IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

ご契約内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手数をおかけいたしますが、ご契約手続きにあたり、下記の内容についてご確認いただき、保険申込書に記入が必要な項目については、該当欄へご記入いただきますようお願いいたします。

ただし、ご勤務先などの団体契約にご加入いただくお客さまにつきましては、加入依頼書などへのご記入は不要とさせていただきます。なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、病気またはケガにより就業不能となった場合に被る所得の損失を主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットや重要事項説明書(本書面)などでご確認ください。
(注)「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既にご加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者欄の記載項目が正しく記入されているかご確認ください。
(注)「職業・職務」は告知事項および通知事項、「年齢」、「他の保険契約」および「健康状態」は告知事項に該当します。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

- 一般団体契約の場合、団体類別により被保険者となることができる範囲が異なります。
お客さまのご契約が、一般団体契約に該当するか否か、また団体類別が第1類から第4類のいずれかに該当するかなど、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご照会ください。

被保険者の範囲		団体類別等	第1類・第4類	第2類・第3類
①団体の構成員			○	○
②団体の構成員の家族	配偶者、子ども、両親、兄弟		○	○
	団体の構成員と同居の親族、使用人		○	○
③団体の構成員の役員・従業員			×	○
④上記③の家族 ^(※) (※)家族とは、配偶者、子ども、両親、兄弟およびその団体の構成員の役員・従業員と同居している親族ならびに使用人をいいます。			×	○

C 団体契約の場合にご確認ください。

- 割引制度について
団体契約では、以下の割引を適用できる場合があります。具体的な適用条件、適用の可否、割引率などにつきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご照会ください。

割引制度	概要	
団体割引	一般団体契約	企業、官公庁、協同組合など弊社が定める団体類別基準に合致する団体のご契約者となる被保険者数20名以上の一般団体契約について、団体類別(第1類から第4類)、被保険者数などに応じて割引率が決定されます。

- 重要事項説明書の配付について
団体契約(任意加入方式)の場合、募集対象となる方に重要事項説明書を事前に配付いただき、書面に記載の内容をご確認のうえでご加入いただくようご説明ください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

(B-220221) (CR)

13

14